

# 税務相談室

## 支度金・損害賠償金

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問 1

私は内科医として札幌市内で開業しておりますが、この度、私の出身地である町役場の方が「現在、無医状態で町民一同が困っているので、支度金を何がかし支給するから、町で開業してもらえないか」と相談に来ました。私も子育てが終わり、何か世の中の役に立つことは無いものかと考えておりましたので、妻とも話し合い、その申し出を受けようと思っております。その際開業の為の支度金を受け取った場合に課税関係はどうなるでしょうか。

### 質問 2

開業している医師ですが、先日往診中に自動車事故に遭い、加害者より治療費と併せて通院のため休業した期間中の収入相当額を受け取りました。また、私が加入している損害保険契約より傷害保険金を受け取りましたが、これらの金額には所得税が課税されるでしょうか。

### お答え1

原則として事業所得の収入金額になります。

支度金あるいは契約金などと呼ばれるものには、特定の会社などに就職するために支度金を受けた場合には、雑所得として課税の対象となり、俳優・歌手・職業選手などの事業所得者が一定の者と専属契約を

結んで受け取る支度金、あるいは一定の地域で事業活動することを約束して受け取る支度金などは、事業活動の一環としてのものであると考えられますから、事業所得の収入金額になります。

したがって、あなたが受け取る支度金は、郷里の町で医院を開業することを約束することによって受け取るものですから、事業の収入金額に算入されることとなります。ただし、その支度金の中に札幌の医院を閉じて引っ越すために掛る費用を補てんする部分の金額が含まれている場合には、その引っ越しに伴う移転費用に相当する部分の金額を除いたものが事業所得の収入金額として取り扱われます。

なお、移転費用を事業の必要経費に算入している場合には、移転費用として受け取った支度金であっても、すべて事業所得の収入金額に算入することになります。

### お答え2

心身に加えられた損害に基づいて、加害者から受ける慰謝料のその他の損害賠償金には、所得税は課税されません。

心身に加えられた損害の程度によっては、相当期間にわたり余儀なく休業する場合も生じ、加害者からその休業期間中の収入に見合う金額を損害賠償金の一部として受領することも考えられます。

通常、道路工事などで余儀なく休業した場合に、その休業期間中の収益を補てんするために受け取る補償金等は、その経済成果の実質から、課税の対象となるものとして取り扱われています。

しかし、同様な経済的成果を伴うものであっても、あなたのように心身の損害に基因する場合には、その事由の程度等が考慮されて、課税の対象からは除外されることとなっています。

したがって、あなたの場合は、治療費はもとより、休業期間中の収入相当額も課税の対象とはなりません。

また、身体の障害に基づいて、あなたが受けた損害保険契約の保険金については、前に述べた損害賠償金と同様、課税の対象とはなりません。

## 訂正

### 『平成19年度版 医師のためのやさしい税務と確定申告 (北海道医報第1071号附録)』の訂正について

◇医業経営・福利厚生部◇

表題に関し、北海道医報第1071号附録(平成19年12月1日)として会員各位に配布いたしました。記載内容に一部誤りがありました。

つきましては、下記のとおり訂正し、お詫びいたします。

記

- |                               |                            |
|-------------------------------|----------------------------|
| 1. 74・78ページ 家族 中村 真奈美 長女の生年月日 | 平成3年 ⇒ 平成4年                |
| 2. 79ページ 医業等に係る収入金額の欄の「②」の金額  | 120,000,000円 ⇒ 12,000,000円 |
| 3. 96ページ 下2行目 助教授 ⇒ 准教授       |                            |